

# 山田町復興まちづくり かわら版



発行・編集：山田町復興推進課

## 新年度を迎えるにあたって

日頃より、山田町の復興事業につきましてはご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、4月に入り新年度がスタートしました。昨年度町内すべての地区で復興事業に着工し、本格工事に向けた準備を進めてきたところです。

今年度は、県営の災害公営住宅「豊間根団地」の完成を控えているほか、小谷鳥地区では町内で最も早く、高台住宅団地の造成が完了する予定です。また、そのほかの地区でも高台の造成、嵩上げ等工事が本格化してまいります。

工事車両の増加や通行止めなどで住民のみなさまにはご迷惑をおかけしますが、なにとぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

## 消費税率引上げに伴う「住まいの復興給付金制度」の実施について

平成26年4月1日から実施される消費税率の段階的引上げに伴い、被災者の住宅再建に対する給付制度「住まいの復興給付金制度」が実施されます。

この制度は、東日本大震災により被害（り災証明書で全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の認定）が生じた住宅の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される時期に、新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修（※）し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる制度です。

制度の内容、申請の対象及び申請方法等の詳細については、ホームページまたはコールセンターにお問い合わせ、ご確認ください。

また、制度資料及び申請書類は役場町民ホール、豊間根・船越両支所でも配架していますので、ご自由にお持ちください。

※補修の申請の際は、補修前後の写真が必要になります。

### 【お問い合わせ先】

住まいの復興給付金事務局 コールセンター TEL：0570-200-246

※受付時間は午前9時から午後5時（土・日・祝含む）、電話は有料です。

### 【ホームページアドレス】

<http://fukko-kyufu.jp>

## 住宅再建に係る支援制度の申請期間延長について

町では平成24年度より、東日本大震災により被災した住宅の早期復興を目的に、住宅の再建及び宅地の復旧をされた方に対し補助金の支援を行っていますが、この度、一部支援の申請期間が**平成31年3月31日まで延長**となりましたのでお知らせします。

また、この制度は、平成23年3月11日まで遡り申請可能となっていますので、対象となる方はご利用ください。

申請期間が延長となるのは下記の通りです。

### 《山田町生活再建住宅支援事業補助金》

#### ●被災住宅を補修・改修、又は住宅を建設・購入する場合

支援事業	補助対象	補助額
利子補給	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 既往債務</li> <li>新規債務を借入し、既往債務を返済中の方の既往債務分の利子額補助</li> </ul>	新規債務借入から5年間分の既往債務利子額（新規債務借入額上限）
被災宅地復旧工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 宅地復旧工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ のり面の保護工事費</li> <li>・ 排水施設（側溝等）の設置工事費</li> <li>・ 地盤の補強及び整地工事費</li> <li>・ 擁壁の設置及び補強工事費（旧擁壁除去含む）</li> <li>・ 地盤調査及び設計調査に要する経費</li> <li>・ その他被災宅地の安全性の回復に必要な宅地復旧工事に要する経費</li> </ul> </li> </ul> <p>※申請をお考えの方は、工事前に相談することをおすすめします。</p>	工事費の1/2で上限200万円（20万円以上の工事が対象）

#### ●住宅を建設・購入する場合のみ

支援事業	補助対象	補助額
復興住宅新築補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ バリアフリー対応</li> <li>バリアフリー等級3級を満たしている住宅</li> </ul>	床面積により算定（上限90万円）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県産材使用</li> <li>住宅を建築する際に県産木材を使用</li> </ul>	使用量により算定（上限40万円）

#### ●被災住宅を補修・改修する場合のみ

支援事業	補助対象	補助額
利子補給	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 補修又は改修</li> <li>被災住宅の補修又は改修のため借入した場合</li> </ul>	借入額640万円、金利1%を上限に当初5年間の利子額
被災住宅補修等工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 補修</li> <li>半壊又は一部損壊した住宅の補修工事（応急修理制度を利用した場合は対象外）</li> </ul>	工事費の1/2で上限30万円（10万円以上の工事が対象）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 耐震改修</li> <li>耐震性が基準以下の住宅の耐震改修工事</li> </ul>	工事費の1/2で上限60万円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ バリアフリー化</li> <li>床段差解消、手すり設置等の工事</li> </ul>	工事費の1/2で上限60万円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 県産材使用</li> <li>県産木材を使用した改修工事</li> </ul>	工事費の1/2で上限20万円

※交付要件を満たさないと受給できないものや、審査が必要なものがあります。条件により支給額も決まりますので、詳細はお問い合わせ・ご相談の上、申請をお願いします。

【お問い合わせ先】

役場 建設課 建築住宅チーム TEL：0193-82-3111（内線244、245）